

**BARRICK GOLD 【A6097】**  
**(Barrick Gold Corporation)**  
—和解金のお取扱い（2 回目）について—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、BARRICK GOLD にかかる集団訴訟の和解が成立し、このたび 2 回目の和解金の分配が行われました。条件に該当するお客様には下記の通り和解金が支払われますのでご案内申し上げます。  
詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 訴訟の内容

BARRICK GOLD 並びに同社の元最高経営責任者である Aaron W. Regent 及び Jamie C. Sokalsky らに対し、以下の集団訴訟が米国ニューヨーク南部地区裁判所にて提起されました。

(1) 訴えの内容

2009 年 5 月 7 日から 2013 年 11 月 1 日の期間に BARRICK GOLD 株式を買付し損失を被った投資家の損失の賠償を請求

(2) 訴えの理由

BARRICK GOLD 並びに同社の元最高経営責任者らが、同社のチリとアルゼンチンの国境地域にあるパスクアラマ鉱山計画における環境規制の遵守に関し、虚偽報告を行ったことにより、2009 年 5 月 7 日から 2013 年 11 月 1 日の期間に、BARRICK GOLD 株式の価格が人為的に引き上げられた。このため、2009 年 5 月 7 日から 2013 年 11 月 1 日の期間に BARRICK GOLD 株式を買付し損失を被った投資家に対する賠償金を求めて集団訴訟が提起された。

(3) 対象となる投資家

2009 年 5 月 7 日から 2013 年 11 月 1 日の期間に BARRICK GOLD 株式を買付して損失を被った投資家

2. 和解の内容

BARRICK GOLD が和解原資を支払い、今回の訴訟にかかる法廷費用、及び和解にかかる事務費用等を控除し、残りを上記第 1 項 (3) の和解金受取条件に適合する各投資家に配分することで和解が成立しました。

3. 和解金のお取扱い

- ・弊社に分配された和解金は、上記第 2 項に従って按分した後、円貨にてお客様の口座へお支払い致します。  
(円転レート=7/23 TTM-0.5 円 110.46 円/米ドル)
- ・お客様口座への入金日は 2018 年 7 月 26 日となります。

4. その他

初回の和解金は 2017 年 8 月 18 日にお客様の口座へお支払しております。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社